

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 ・放送部門大会は、音響・映像・照明の操作等、業務の特殊性及び安全面から会場の特性に応じた運営を行う必要があり、特にミス許されない全国規模の大会においては、その会場を熟知した業者により大会運営を行う必要がある。 ・さらに、放送部門の慣例として、音響・映像等の機器を生徒自ら設営・操作することとしており、安全管理、運営生徒の指導など、業者には専門的知識を持つのはもちろんのこと、生徒を指導する教育的知見も求められる。 ・また、本大会に向けた準備・運営を円滑に実施し、課題を整理することを目的として令和5年度に同会場において開催したプレ大会で把握した課題等をふまえ、本大会を開催する必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 ・株式会社エリシアンは、バロー文化ホールに常駐し、ホールで開催される各種イベントにおいて機材操作等の業務を担当しており、同会場を熟知している。 ・さらに、同社は、令和5年度のプレ大会においても大会運営業務を受託し、適切に生徒を指導するなど業務を遂行した実績を有している。 ・以上のことから、本契約の相手方は株式会社エリシアンの他にない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。